

壱岐市農業委員会定例会（令和４年４月）

議 事 録

1. 開催日時 令和４年４月２５日（月） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会会長 外 農業委員 １７名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程

第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員

第２．議案第１９号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２０号 農地法第４条の規定による許可申請について

議案第２１号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第２２号 令和４年度農用地利用集積計画の承認について

（第１回）

7. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

定例会前に壱岐振興局 農林水産部 農業振興普及課より今年４月から壱岐に異動になられた方々のご紹介と令和４年度の業務体制について、・ ・ 課長さんからお願い致します。

【職員の紹介・令和４年度業務体制の説明・退席】

只今より令和４年４月の農業委員会の総会を開催致します。

本日の出席委員は１８名中１８名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより、議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・ ・ 委員、・ ・ 委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・ ・ 係長を指名致します。

それでは、日程第２の議案第１９号「農地法第３条の規定による許可申請に

事務局

ついて」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

はい、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用ありません。

それから、2件共贈与、売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

7番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触 字八幡田 地目 田 面積 101㎡

同じく 地目 田 面積 75㎡

計 田が2筆で 176㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が 3, 993㎡、畑が 915㎡、計 4, 908㎡です。

申請理由

譲渡人 長男である譲受人に生前贈与したい。

譲受人 受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。農機具は、管理機、軽トラを所有されてあります。田植え機、コンバインはリースされてあります。農作業暦は27年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、家族内での移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満

たしていると考えます。４月２０日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り２０日に譲受人さんと現地確認を致しました。

この２筆は譲受人の農地と一帯になっている所で現に耕作をされてありましたので、問題はないと思いますけれども皆様方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第１９号７番は決定いたします。

続きまして、８番の説明を求めます。

事務局 はい、８番 土地の所在

石田町筒城東触	字坂	・・・	地目	畑	面積	３１２㎡
---------	----	-----	----	---	----	------

石田町筒城東触	字瀧ノ下	・・・	地目	畑	面積	２９１㎡
---------	------	-----	----	---	----	------

同じく		・・・	地目	畑	面積	５８３㎡
-----	--	-----	----	---	----	------

同じく		・・・	地目	畑	面積	４２㎡
-----	--	-----	----	---	----	-----

計 畑が４筆で １，２２８㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が３２，０７０㎡、畑が１９，７８２㎡、計５１，８５２㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作できないので、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人２０年、父５０年です。

通作距離は、遠いもので１Ｋｍ程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4月20日に・・・会長、・・・委員、譲受人、立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。・・・です。只今、事務局より説明がありました通り4月20日に会長も一緒に現地確認を致しました。

申請地は認定農業者でもある譲受人の近くの農地であります。また、一部は譲受人の農地と一帯になっておりまして、現に耕作をされてありました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号8番は決定いたします。

続きまして、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願い致します。議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町中野郷東触 字岩谷 ・・・・ 地目 畑 面積 758㎡

一般住宅の面積要件 500㎡を超えておりますが、道路より高い為に法面部分が305㎡ありまして、住宅地としての有効面積は453㎡になります。

転用目的 一般個人住宅

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 壱岐市にUターンする計画を立てており、申請地に居宅を建築したいので申請します。というものです。

農用地区域除外は議案発送時には令和4年4月12日予定としておりましたが、県の同意を得て、令和4年4月15日に完了を致しております。

農地の分類は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。例外許可規定では居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、店舗、事務所、作業場等）。となっております。

この案件は、・・・さんが住宅用地として利用したいという事でありますので、例外規定に該当すると判断を致しております。

位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。農用地区域除外時（1月19日）に、・・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・ ・ 委員。

・ ・ 委員 皆さんお早うございます。地区担当の・ ・ です。事務局の説明の通り 1 月 19 日に現場確認を致しました。

・ ・ さんは、現在、福岡に住んであります。

Uターンして壱岐に帰る計画を立ててありますが、両親が住んでいた住宅は老朽化と山林からの土砂崩れなどで危険という事で、申請地に家を建てたいという事であります。

4 月 22 日に本人に電話で確認しまして、許可が下り次第、着工したいという事でございました。周辺農地とは、十分距離を置いて建てるという事でありましたので、何ら問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 20 号 1 番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、6 頁をお願いします。議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

10 番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触 字中戸田 ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 1,065 m²

転用目的 資材置場及び重機置場用地

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由 既存の資材置場及び重機置場が手狭になってきているので、申請地を購入し、新たなに資材置場及び重機置場として利用したい。というものです。権利の設定内容は、売買です。

農振地域外の農地で農地区分は市街地として発展する可能性のある第 2 種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は 7 頁から 9 頁です。4 月 20 日に・ ・ 委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・ ・ 委員。

- ・・委員 はい、地区担当の・・です。
- 事務局の説明のとおりにより4月20日、・・組の社長立ち会いで現地確認を行いました。
- 申請地は、・・組の直ぐ裏側になります。
- 資材、重機置場としての利用で、周辺の農地には影響はないと思いますけれども皆様のご審議をよろしくお願いします。以上です。
- 議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第21号10番は意見を付して進達致します。
- 議長 続きまして、11番の説明を求めます。
- 事務局 はい、11番 土地の所在
石田町石田西触 字原ノ久保 ・・・・ 地目 田 面積 3,131㎡
転用目的 駐車場及び資材置場用地
譲渡人、・・・・・・
譲受人、・・・・・・
- 申請理由 事業拡大に伴って、駐車場や資材置場が手狭となったため、申請地を購入し、新たに駐車場及び資材置場として利用したい。というものです。
- 権利の設定内容は、売買です。
- 農用地区域除外は議案発送時には令和4年4月12日予定としておりましたが、県の同意を得て、令和4年4月15日に完了を致しております。
- 農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地として判断を致しております。
- 位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。常設審議委員会審議案件のために4月20日に、・・会長、・・委員と譲受人の奥さんは2回目となりましたが現地確認を行っております。
- 以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。
- ・・委員 議長。
- 議長 はい、・・委員。
- ・・委員 担当の・・です。只今事務局の説明の通り県への説明案件という事で再度4月20日に現地で話を伺いました。・・さんは建設業でありまして、事業拡大の為に新たな資材置場と従業員並びに各種作業車の駐車場が事業所近くに欲しいという事でありました。転用の許可が下り次第、早めに進めていくという事でしたので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
- 議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第21号11番は意見を付して進達致します。
- 議長 続きまして、議案第22号「令和4年度 農用地利用集積計画の承認につ

いて（第1回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、13頁をお願いします。

議案第22号 「令和4年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度1回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。

今回、利用権設定の件数は32件、借手が29人、貸手が30人です。

田が34筆で44,848㎡、畑が31筆で31,254㎡、合計が65筆で76,102㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、14頁～16頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号も決定致します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①5月の定例会の日程 令和4年5月25日（水）9時～

②令和4年5月1日～10月31日までクールビズの実施について

③農業委員の任命、推進委員の委嘱スケジュールについて

④活動記録簿の付け方について

⑤経営所得安定対策事業交付金（転作金）について（農林課より）

議長

皆さん方から何かございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・委員。

・・委員

一点だけ3頁のナラシ対策の件ですけれども農家の方はナラシの為には掛け金を掛けますよね。それでナラシが発動されない場合、積立金この取り扱い、毎年行わなければならないのかお尋ねします。

農林課

積立金は、次も加入される方はそのままにしておられる方もいますし、返して欲しいと言われる方は、4年度の申し込みの時に返納を希望しますという申し出をされた場合、お返しするようになっております。次も加入されるならそのまま積み立ててという扱いになります。

・・委員

返して欲しいと言わなくて、そのままにしておいたら次は積み立てなくていいようになりますか。

農林課

ただ、金額が不足する場合もあるかもしれませんので、まったく積み立てなくていいですよとは、ならない場合もあります。状況によって異なります。

・・委員

毎年精算の形が一番いいですね。

農林課

そうですね。毎年精算もできます。

・・委員 わかりました。

・・委員 水張りの件については、国の方針だからどうしようもないかと思いますが、私個人的な意見ですけれども田は真っ直ぐでしょう。ですから1町歩位転作をしておりますが、わざと真ん中から鋤で鉢合わせて山を作って水が溜まらないようにしたのです。水が溜まると飼料がスーダン関係はまったくできません。エンバクもだめです。だでど、これを今更水を入れて真っ直ぐしないと不可能なのです。そういう意見もあったという事を頭の隅において下さい。お願いします。

農林課 これについては、先程申しましたように各地から反発の意見が出ております。国はこのような方針ですが、参議院の予算委員会の中である議員がそのような意見があると質問されていたようですので、状況、内容が入りましたら逐次、皆さん方にはお知らせをしていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

・・委員 一寸いいですか。水を張ったものの転作確認は非常に難しくなるのではありませんか。個人によって違うでしょうが、たちまちはこの作物を5年目の時に作っておけばいいのでしょうか。その間で水を張ったとなったら各、筆毎に転作確認をする人は大変になるのではありませんか。

農林課 一応、先程も水張りのチラシの冒頭に書いておりますように、本当なら水を溜められない水田はそもそも除外しなさいと平成29年度から決まっております。ただ、うちとしては農家の反発を招く、だからいつでも畦をたてて水を張る事が出来るのです。という定で今まではやってきましたが、現行ルールを再徹底する方針が打ち出されたので、こうなれば過去5年間に水稻を作っているかどうか細目書を見れば直ぐ分かりますので、そこで水稻の作付けが確認できない場合は交付対象外になりますので、令和9年になったら多分交付対象水田が大幅に減ると思われれます。飼料作物も作ってはいいいですが、交付金の対象にはならない。

・・委員 減る分は、転作をまともにした人に上乘せしてくれるとわかりませんがね。

農林課 先程も申しましたように北海道を中心にもの凄い反発の声が出ております。細目書の最初の説明会の折にも色々な意見がでておりました。市は何をしているのか。要望活動もしていないのかという意見を踏まえて先程申しましたように再生協としても要望を提出するようにしております。

・・委員 私も思います。今、・・さんが言われたように、立派にシクリを切って綺麗にして転作されている方も一杯おられる。あいなかには全く切っていない人もいます。だからその辺りをはっきりして下さいよ。

・・委員 ボーリングが壊れて転作している人が大分います。これを修理して水を張れということでしょう。

農林課 そうです。

・・委員 農家は、やれないです。

・・委員 農地パトロールを私もやりましたが、使用しないから殆ど壊れていました。
農林課 今、伺いました貴重なご意見は、今後の転作確認の折に考えていきたいと
思います。

・・委員 お願いします。

議長 ただですね。一昨日、全国比例でですという・・さんという参議員の代議士がお見えになって一寸お会いしました。今度ウクライナとロシア問題で食料の問題が出ており日本の自給率をもっと上げなければならない。色んな問題で恐らく今後農業の方に予算等の検討をしていかなないと今のままでは国もやれないだろうと勿論7月の参議院選挙もございますので、地元のそういう面からも検討しているからという具体的な話はしておりませんが、今日本の国が30何%の自給率と所がアメリカなんかは輸出国ですから何処でも自給率は100%を超えており特にこのような有事があった場合、ですから今後のやはり根本的に農政を考えていかなければならないだろうと検討はしているという事は伺いましたので、お伝えいたしておきます。それでは皆さん方からのご意見も無いようでしたら、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。